

お知らせ

県発注の治山事業等に係る森林整備工事の競争入札について

県が発注する治山事業等に係る森林整備工事の競争入札への参加にあたっては、「茨城県治山事業森林整備工事に係る競争入札参加資格審査要項」(以下、「審査要項」という。)に基づき「治山事業森林整備工事に係る競争入札参加資格者名簿」へ掲載されていること等を資格要件としてきたところですが、この度「審査要項」を廃止しますのでお知らせします。

なお、指名競争入札に当たっては、これまでどおり森林・林業に関する専門的知識及び技術を備えた技術者(以下「森林整備専門技術者」といいます。)を把握する必要があることから、下記により届出をお願いします。

記

【森林整備専門技術者の届出】

それぞれの届出は、随時提出してください。

- 新規に届出を行う場合： 様式第1号・様式第2号
- 資格者の追加・登録削除を行う場合： 様式第2号・様式第3号
- 林業技士の登録更新の届出を行う場合： 様式第2号・様式第4号

※届出のあった法人名については、公表しますので、事前にご了承のうえ提出してください。

なお、令和4年9月27日現在、「治山事業森林整備工事に係る競争入札参加資格者名簿」(旧名簿)に登録されている方は、新たに届出を行う必要はありません。

【(参考) 森林整備専門技術者の要件等について】

- (1) 「茨城県物品調達等競争入札参加資格者参加資格者名簿」に「役務の提供」で登録されていること。
- (2) 森林・林業に関する専門知識及び技術を備えた次のいずれかの森林整備専門技術者を常時(3月以上)1名以上雇用していること。

- ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき行われる技術士第二次試験に合格し、森林部門の技術士として登録された者。
- イ 技術士法第 5 条第 1 項の規定に基づき行われる技術士第一次試験に合格又は、文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程（JABEE 認定課程）を修了し、森林部門の技術士補として登録された者。
- ウ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項に規定する林業普及指導員の資格試験に合格した者（改正前の同法の規定による林業専門技術員及び林業改良指導員の資格試験に合格した者を含む。）。
- エ 都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが実施する研修を修了し、林業作業士として認定された者（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む。）。
- オ 公益社団法人茨城県森林・林業協会（旧 公益社団法人茨城県林業協会）が実施する研修を修了し、茨城県森林整備技士として認定された者。
- カ 一般社団法人日本森林技術協会が行う試験に合格し、林業技士として登録された者。
- キ 一般財団法人日本緑化センターが行う試験に合格し、樹木医として登録された者。
- ク 研修修了者に係る登録制度の運用について（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号）に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を終了し、農林水産省が備える研修修了者名簿にフォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）及びフォレストマネージャー（総括現場管理責任者）のいずれかとして登録された者。

（3）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項の規定による改善措置計画が認定された事業体であること。

ただし、海岸部における森林整備工事については、この要件を要しない。